

大分県医労連初のハイブリット形式！！ 第16回女性集会を開催しました！！

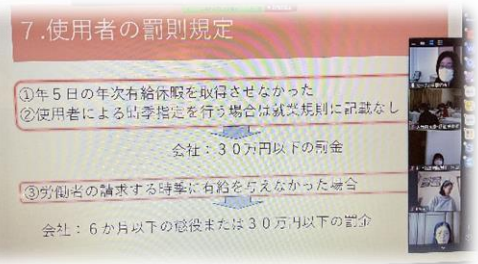
検索！ <http://oita-irouren.net/>



大分県医労連は、毎年恒例で3月3日お雛祭りにケーキを食べながら、学習会を行い、楽しく、おしゃべりするというので、今年第16回目の女性集会を開催しました。新型コロナウイルス感染防止のため、3年間集まることはできずWebでしたが、やっと「初のハイブリット形式」で、開催できました\(^o^)/

毎年お世話になっていた別府亀の井ホテルとWebで延べ37名が参加しました。今年度新役員となった大厚労の久壽米木

執行委員が司会デビュー、女性委員長あいさつに村上記念病院労組の榎田女性委員長が、あいさつデビューをしました🎉 今回のテーマは“見逃さず 弱った心に救くいの手 仲間と共に職場改善！！”で、年休は私のもの！！とは、分かってはいるが、中々取りにくい環境にある今、専門家から聞く「働き続けられる職場環境・改善」ということで、大分あおば法律事務所の松川 れい奈弁護士を講師にお向かえし、女性権利ノートとパワーポイントを使っての分かりやすい「女性の権利」を詳しく学ぶことができました。その後、ティータイム、会場ではスペ



シャルケーキセット、Webの方もそれぞれ準備して楽しいティータイムとなりました。お楽しみ会は、「毛糸で作るたわし」、編み物デビューした方、編み物ベテランの方、と和気あいあいで、上手に編むことができました。その後は、



リフレッシュストレッチを医療生協労組の角野執行委員にお願いし、編み物で硬くなった

体をほぐし、リフレッシュすることができました。最後は、新別府支部の手島女性副委員長が、“団結頑張ろう！！”の掛け声デビューし、閉会しました。



労働組合とはなんぞや？

いよいよ『令和5年春闘』が始まりました。

前回のニュースを読んでいただいた方は、その続きです（読んでいない方は大分県医労連ホームページをご覧くださいね）と、その前に労働組合は、日本国憲法第28条で、『労働三権』を保障されています。

1、「団結権」・・・労働者が労働組合を結成する権利

2、「団体交渉権」・・・労働者が使用者と団体交渉する権利

3、「団体行動権（争議権）」・・・労働者が要求実現のために団体で行動する権利

令和5年春闘は、要求提出日2月22日、回答指定日3月8日、統一行動日3月9日と位置付け、労働組合の権利として団体行動権（争議権）いわばストライキ権を確立するために投票を行わなければなりません。民間病院は、投票結果を県の労働委員会と県知事宛に『争議予告通知書』の提出をしなければなりません。（全国組織は、全国でまとめて提出します）準備ができたらいよいよ団体交渉に入ります。

続きは、次回へと続く・・・